

小牧市立味岡中学校いじめ防止基本方針

R6年10月改正

1 いじめの防止についての基本的な考え方

“いじめは、人として決して許されない行為である”

生徒にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものである。学校生活において、人と人がかかわり合う中で、自己の特性や可能性を認識したり、他者の長所を発見し互いを認め合ったり、だれもが安心して生活できる場があれば、生徒は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活していくことができる。すべての生徒はかけがえのない存在であり、生徒が健やかに成長していくことを我々は願っている。しかしながら、いじめはどの学校にも起こり得るものであり、ひとたび生徒の生活の場に他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因となりかねない。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと学校全体で組織的にかつ継続的に、未然防止・早期発見・早期対応の取組を行っていく。

2 いじめの基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上で行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義される。【いじめ防止対策推進法より】

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。また、いじめの認知については、特定の教職員のみでなく、組織的に判断する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 教職員がもつべき基本認識

我々教職員は、いじめ問題にはどのような特質があるかを認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組まなければならない。また、いじめが起こる要因として、以下の7点を教職員全員が認識しなければならない。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方をしない。
- ⑤ いじめは、教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑥ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級・学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。故に教職員の姿勢は、重要な「環境要因」となる。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒にも自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ① 教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ信頼される存在となるよう努める。

生徒は、教職員の一举手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。

- ② 校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築する。

教職員が互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場をつくることで、生徒についての共通理解が深まり、さまざまな問題に対して的確に対処できるようになる。

- ③ 自己肯定感をもてる生徒を育成する。

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを心がける。その中で、「仲間に認められた」「人の役にたった」という経験をさせる。

(2) 命や人権を尊重する豊かな心の育成

- ① 道徳授業を活用する。

道徳の授業において、生徒の実態に合わせて、いじめや人権に関わる題材や資料を用いて話し合いを行うようにする。心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れることで、自分自身の生活や行動を省みる機会となり、いじめの抑止につながると考える。

- ② 人権教育を充実させる。

生徒が人の痛みを理解することができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てるようにする。また、生徒が偏見や差別的な言動に同調したり、根拠の有無に関わらず情報を拡散したりすることのないよう、一人一人が互いを思いやり、人権尊重、個人情報の保護に努めることができるように指導・支援を行う。

4 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを教職員が認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知するという、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携することが大切である。

(1) 観る

- ① 日常的に生徒の様子を観察する。

休み時間や昼休み、放課後や部活動の何気ない時間の生徒の姿に目を配る。生徒間にはどんなグループがあり、グループ内の人間関係がどうなっているのかを把握するようにする。

- ② 共感的理解に努める。

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるように努力する。

(2) 聴く

- ① 教育相談を活用する。

全校生徒を対象として定期的に行っている教育相談活動を利用して、生徒の状態を把握する。生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくるように心がける。

- ② 担任以外の相談環境の充実を図る。

相談窓口として、心の相談員のほか、心理や福祉の専門家である、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用する。

- ③ 保護者との関係を良好にするように心がける。

問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について共有する。

(3) 知る

- ① 「いじめ実態調査」を活用する。

学期に1回「いじめ実態調査」を行い、自分のことだけでなく、気になる事象があれば相談を受けるよ

うにする。このことでいじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応については細心の注意を払う。

② こまめにコミュニケーションを取る。

生徒の些細な変化を見逃さないように、日頃からこまめにコミュニケーションを取ることを心がける。生徒と教職員の信頼関係を構築し、生徒が話しやすい環境を整える。

いじめられている生徒の心理

いじめられている生徒は、①保護者に心配をかけたくない。②いじめられる自分はダメな人間だ。③訴えても大人は信用できない。④訴えたらその仕返しが怖い。などといった心理が働きやすいことを、我々教職員は忘れてはならない。

いじめられている生徒を発見するためのチェック項目

●日常の行動・表情の様子

- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 遅刻・欠席・早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- ☐ 好きな物を他の生徒にあげる
- ☐ 他の生徒の机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

●その他

- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされたり、トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

5 早期対応

いじめを発見したときや、相談を受けたとき、また疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において、当該いじめに係わる情報を共有し、問題を軽視することなく早期に適切な対応をする。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行う。また、解決に向けて特定の教職員で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後

は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめ被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

いじめ認知後の対応フロー図

◇いじめを認知

◇実態を把握する

- ①当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- ②関係教職員と情報を共有し、いじめの全体像を正確に把握する。

◇指導体制、方針を決定する

- ①教職員の共通理解を図り、役割分担をする。
- ②必要であれば、教育委員会、関係機関との連携を図る。

◇生徒への指導・支援を行う

- ①いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ②いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

◇保護者に事実報告をする

直接会って事実を報告し、今後の協力を求め、学校との連携方法を話し合う。

◇経過観察と継続対応を行う

- ①継続的に指導や支援を行い、必要に応じてカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ②心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

6 インターネット上のいじめ問題

インターネット上のいじめとは、パソコンやタブレット、スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をWebサイトの掲示板やSNSなどに書き込んだり、メッセージや画像を送ったりする行為である。インターネットの匿名性や特殊性を利用した悪意ある行為であるため、教師はネット上のトラブルについて最新の動向を把握するとともに、情報モラルに関する指導を行っていくことが大切である。

(1) 未然防止のために

① 懇談会などで家庭での協力を求める。

生徒たちの多くは、パソコンやタブレット、スマートフォンなど様々な通信機器を持っている。フィルタリング機能の設定や、家庭内で子どもを危険から守るためのルールづくりを行うなどの協力を依頼する。

② 情報モラル指導

Webへアクセスすることは、「常にトラブルの入り口に立っている」という認識を持たせる。また、個人情報の流出、SNSの不適切な内容の投稿、なりすまし、自撮り写真の流出など、日々さまざまなネットトラブルが起きているという事実を折をみて指導する。

情報モラルに関する指導のポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まってしまうこと。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定ができること。
- 安易な書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度Web上に流出してしまった情報は、簡単には削除・回収できないこと。

(2) 早期発見・早期対応のために

- ① 生徒・保護者からの情報提供に対応する。

ネット上でのトラブルは、当事者以外全貌がわからないことがほとんどである。被害の事実が判明したら、画面のプリントアウト、画面の撮影などの記録をできる限り残すよう依頼した上で対応する。

- ② 警察等の専門機関と連携する。

学校、保護者だけでは解決が困難な事例と判断した場合、積極的に警察等の専門機関と連携し、SNSや掲示板への不適切な投稿や画像の削除を求めていく。

◇SNSやブログの運営事業者、掲示板の管理者への削除依頼

7 いじめ問題に取り組む体制

いじめの問題に対しては、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしてしまうと、被害生徒をよりつらい状況に追い込んでしまったり、保護者とのトラブルに発展してしまったりすることがある。本校では、いじめ防止対策組織として「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、組織的に対応していく。

◎ いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 年間指導計画

年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てる。計画の作成にあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していく。

いじめ防止の取組について、年間を通じてPDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように柔軟に計画を作成する。

(2) 「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

学校評価アンケートの評価結果をもとに、目標の達成状況を評価する。その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止対策の検証を行うとともに改善策の検討を行う。

(3) 教職員の研修

本方針に基づき、いじめ防止や生徒支援に関する校内研修を行い、すべての教職員で共通理解を図る。研修を通じて、生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドの向上を目指す。

(4) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

学校だよりやホームページ等を通じて、学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

8 重大事態への対応

生命又は身体の安全がおびやかされたり、財産に重大な被害が生じたりするような重大な事案が発生した場合は、「いじめ防止対策推進法」にのっとり、速やかに教育委員会・警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の指示のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事態の解決にあたる。

(1) 保護者への対応

学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

重大事態の対応フロー図

◇重大事態が発生

◇小牧市教育委員会へ重大事態の発生を報告する

◇小牧市教育委員会が調査の主体を判断する

小牧市教育委員会が主体の場合

小牧市教育委員会の指示の下、いじめ・不登校対策委員会は資料の提出など調査に協力する。

学校が主体の場合

◇重大事態の調査組織を設置する

- ・ 校内調査組織が母体となる場合は、いじめ・不登校対策委員会が調査を担当する。
- ・ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

◇事実関係を明確にするための調査を実施する

- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

◇いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供をする

- ・ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ・ 調査にあたって実施するアンケートは、提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

◇調査結果を教育委員会に報告する

- ・ 希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

◇調査結果を踏まえた必要な措置を行う

- ・ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ・ 再発防止に向けた取組の検証を行う。

※ 対応の進捗状況をその都度、教育委員会に報告して指導・助言を受ける

<参考資料 取組の年間計画>

		いじめ不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	◇「学校いじめ防止基本方針」の内容確認	◇相談室やスクールカウンセラーを生徒、保護者に周知 ◇学級開き、学年開き	◇いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知	◇PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月	D	◇現職教育①「生徒理解と学級づくり」	◇野外学習（2年）	◇教育相談アンケート ◇教育相談	
6月			◇修学旅行（3年） ◇スマホ・安全教室（1・2年）	◇教育相談アンケート ◇いじめアンケート ◇教育相談 ◇Q-Uアンケート	◇公開授業 ◇学校運営協議会
7月	C	◇全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証			◇個人懇談会
8月		◇中間評価→検証		◇現職教育②「Q-U結果の分析」	
9月	A		◇職業人体験学習（2年）	◇教育相談アンケート ◇教育相談	
10月	P	◇現職教育③「ケーススタディ」	◇体育的行事 ◇文化的行事 ◇合唱交流会		
11月	D			◇教育相談アンケート ◇いじめアンケート◇教育相談	
12月	C	◇全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	◇人権週間（講話）		◇個人懇談会 ◇学校評価アンケート実施 ◇学校運営協議会 ◇地域交流会
1月	A			◇教育相談アンケート ◇いじめアンケート	
2月	P	◇自己評価 ◇年度末反省	◇保健指導「生と性の教育」 ◇予餞会	◇教育相談	◇学校運営協議会
3月		◇いじめ防止基本方針の見直し	◇卒業式		
通年		◇校内のいじめに関する情報の収集 ◇対応策の検討	◇集会での校長講話 ◇道徳教育、体験活動の充実 ◇授業での学び合い学習による活動	◇健康観察の実施 ◇スクールカウンセラーによる相談	◇あいさつ運動